

告示第 27 号

江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付要綱(令和 7 年江府町告示第 69 号)の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治

江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付要綱(令和7年江府町告示第69号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>(定義) 第2条 この要綱において「二地域居住者」とは、現に住民基本台帳の登録をしている住居地(以下「本来住居地」という。)から江府町までの直線距離が100km離れている鳥取県外の在住者であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 略 (2) <u>削除</u></p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において「二地域居住者」とは、現に住民基本台帳の登録をしている住居地(以下「本来住居地」という。)から江府町までの直線距離が100km離れている鳥取県外の在住者であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 略 (2) <u>江府町と事業者が本補助金を活用することとして協定又は委託契約等を締結している二地域居住に係る事業を活用する者。</u></p>
<p>(補助対象者) 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、前条第1項に規定する二地域居住者であり、<u>鳥取県の運営する「ふるさと来LOVEとっとり」に加入している者とする。</u></p>	<p>(補助対象者) 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、前条第1項に規定する二地域居住者とする。</p>
<p>(補助金額) 第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内とし、1回(往復)の補助上限額を120千円とする。また、1年間における補助回数は、2回を上限とし、予算の範囲内において交付するものとする。</p>	<p>(補助金額) 第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内とし、1回(往復)の補助上限額を120千円とする。また、1年間における補助回数は、2回を上限とし、予算の範囲内において交付するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>削除</u></p>	<p>3 前2項の規定に関わらず、江府町と事業者が協定や委託契約等を締結し、通常の交通運賃を低減している場合、当該運賃については、同協定や委託契約等の規定に従うものとする。</p>
<p>(申請及び交付)</p>	<p>(申請及び交付)</p>

<p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公共交通機関の利用を証明する書類(領収書、乗車券等)。ただし、<u>路線により料金が明確となっているものは除く</u></p> <p>(3) <u>本来住居地を証明するものの写し(運転免許証、マイナンバーカード、住民票等)</u></p> <p>(4) 江府町内に<u>拠点</u>を確保していることを証明する書類(<u>登記簿謄本、賃貸借契約書、家主の証明等</u>)</p>	<p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、江府町二地域居住促進のための交通費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公共交通機関の利用を証明する書類(領収書、乗車券等)</p> <p>(3) <u>本来住居地の</u>住民票</p> <p>(4) 江府町内に<u>住宅</u>を確保していることを証明する書類(賃貸借契約書等)</p>
<p>2 削除</p>	<p>2 <u>前項の規定に関わらず、前条第3項に規定する運賃に係る書類の提出は省略することができるものとする。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定による交付申請は、当該事業実施年度内に行わなければならない。</u></p>	<p>3 <u>第1項の規定による交付申請は、当該事業実施年度内に行わなければならない。</u></p>
<p>様式第1号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p>	<p>様式第1号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">別紙2</p>
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">別紙3</p>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">別紙4</p>

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。